

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年6月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900043 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000007 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 28 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日に訂正し、同年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 28 年 1 月から同年 9 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 1 月から同年 9 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

請求期間において、A 社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録では保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する資料から、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格について、同社が、平成 30 年 10 月 18 日に請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届 (平成 28 年 1 月 1 日喪失) を、令和元年 5 月 20 日に請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失日訂正届 (平成 28 年 10 月 1 日喪失) 及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 (平成 28 年 4 月分報酬月額 230,000 円、同年 5 月分報酬月額 272,000 円及び同年 6 月分報酬月額 272,000 円) を年金事務所に提出していることが確認できる。

この結果、請求期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

また、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録、請求者が提出した請求期間に係る給料支払明細書、事業主が提出した請求者に係る賃金台帳等により、請求者は、請求期間において同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書及び

賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（平成28年10月1日喪失）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年5月20日に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年1月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900142 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000008 号

第 1 結論

昭和 40 年 5 月 1 日から昭和 41 年 5 月 1 日までの期間について、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 41 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間について、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 56 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 2 年 3 月 15 日から平成 5 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 5 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 2 月 1 日までの期間について、D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 6 月 1 日までの期間について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 1 日から昭和 41 年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
③ 昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 56 年 1 月 1 日まで
④ 平成 2 年 3 月 15 日から平成 5 年 1 月 1 日まで
⑤ 平成 5 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑥ 平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 6 月 1 日まで
⑦ 平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 2 月 1 日まで

請求期間①及び②について、A 社に昭和 40 年 5 月から昭和 41 年 10 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は昭和 41 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までとされており、被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が相違している。

請求期間③について、B 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間④について、C 社に平成 4 年 12 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は平成 2 年 3 月 15 日付けで被保険者資格を喪失しており、被保険者資格の喪失年月日が相違している。

請求期間⑤及び⑦について、D 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間⑥について、E 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、商業登記簿謄本によると、A社は昭和45年に解散しており、同社の事業を承継したとするF社は、請求者に係る資料は保管していない旨回答している。
また、請求期間①及び②において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に文書による照会を行ったが、請求期間①及び②における請求者の具体的な勤務状況等について回答及び陳述を得ることができない。
さらに、請求者がA社において一緒に働いていた同僚として氏名又は姓を挙げた者のうち、同社に係る厚生年金保険被保険者記録がない者が複数見受けられることから、請求期間①及び②当時において、同社では必ずしも全ての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

- 2 請求期間③について、請求者は、B社に勤務していた旨主張しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者のB社における雇用保険の資格取得日は昭和54年5月2日、離職年月日は昭和55年12月31日とされている。
一方、商業登記簿謄本によると、B社は平成21年に合併解散しており、同社の合併先事業所であるG社は、請求者に係る資料は保管していない旨回答している。
また、請求期間③において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に文書による照会を行ったが、請求者の当該期間における具体的な勤務状況等について回答及び陳述を得ることができない。
なお、オンライン記録によると、請求者は請求期間③において国民年金の被保険者であり、当該期間に係る国民年金保険料は納付済又は免除とされている。

- 3 請求期間④について、請求者は、C社に平成4年12月31日まで勤務していた旨主張しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者の同社における雇用保険の離職年月日は平成2年3月10日とされている。
また、オンライン記録によると、C社は平成12年11月28日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間④当時の事業主であり、同社が適用事業所でなくなった際の事業主でもあった者は死亡していることから、請求者の請求期間④における勤務状況について回答及び陳述を得ることができない。
さらに、請求期間④において、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に文書による照会を行ったが、請求者の当該期間における具体的な勤務状況等について回答及び陳述を得ることができない。
加えて、請求者がC社において一緒に働いていた同僚として氏名又は姓を挙げた者のうち、同社に係る厚生年金保険被保険者記録がない者が複数見受けられることから、請求期間④当時において、同社では必ずしも全ての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。
なお、請求者は請求期間④において住所地であったH町の国民健康保険に加入している上、オンライン記録によると、請求者は請求期間④において国民年金の被保険者であり、当該期間に係る国民年金保険料は納付済とされている。

- 4 請求期間⑤及び⑦について、請求者は、D社から給与が振り込まれているとして銀行預金通帳を提出しているところ、当該通帳において、同社から平成5年4月15日に69,600円、同年

5月14日に36,000円、同年6月15日に30,600円が振り込まれていることが確認できる。

一方、雇用保険被保険者記録では、請求者の請求期間⑤における雇用保険被保険者記録は確認できないものの、請求期間⑦については、雇用保険被保険者記録によると、請求者のD社における雇用保険の資格取得日は平成11年5月1日、離職年月日は平成12年8月18日とされている。

他方、D社は、請求者の同社における勤務状況等について、データがないため当時のことは不明である旨回答している。

また、請求者は、D社では正社員で1日5時間の勤務であった旨主張しているところ、請求期間⑦において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、同社に勤務していたとする者は、請求者のことは記憶していないが、同社では一日6時間以上勤務しないと厚生年金保険に加入させていなかった旨陳述している。

なお、請求者は請求期間⑤及び⑦において住所地であったH町の国民健康保険に加入している上、オンライン記録によると、請求者は請求期間⑤及び⑦において国民年金の被保険者であり、当該期間に係る国民年金保険料は納付済とされている。

5 請求期間⑥について、請求者は、E社から給与が振り込まれているとして銀行預金通帳を提出しているところ、当該通帳において、同社から平成7年4月21日に47,640円が振り込まれていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、請求者がE社における上司であったとする者は、I社の代表取締役であったことが確認できることから、請求者が主張する事業所はI社のことであると考えられる。

前述の商業登記簿謄本から、I社が請求期間⑥において法人事業所であったことは確認できるものの、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年9月1日とされており、請求期間⑥においては同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録はない。

また、I社は平成16年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求者がE社における上司であったとする者であり、同社の元事業主でもあった者は、請求者の勤務状況等については資料がなく不明であるが、会社が厚生年金保険に加入するより前に勤務していた従業員の給料から厚生年金保険料を控除するようなことはしていない旨陳述している。

さらに、I社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、平成6年から勤務したが、請求期間⑥当時は会社都合でしばらく年金や雇用保険に加入できなかった旨回答している。

なお、請求者は請求期間⑥において住所地であったH町の国民健康保険に加入している上、オンライン記録によると、請求者は請求期間⑥において国民年金の被保険者であり、当該期間に係る国民年金保険料は納付済とされている。

6 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑦までの期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。